

●編集に携わった人々

- 代表 矢ヶ崎典隆 日本大学教授 坂上 康俊 九州大学教授 谷口 将紀 東京大学教授
●顧問 小原 友行 福山大学教授 五味 文彦 東京大学名誉教授 戸波 江二 早稲田大学名誉教授

- 阿部 哲久 広島大学附属中学校教諭
荒井 正剛 東京学芸大学教授
五十嵐辰博 千葉大学教育学部附属中学校教諭
石原 光 福山市立東明中学校教諭
板井 孝司 吉川市立南中学校教諭
伊藤 裕康 香川大学教授
李 洪俊 大阪市立南港北中学校教諭
入子 彰子 文京区立音羽中学校指導教諭
上園 悦史 東京学芸大学附属竹早中学校教諭
江間 史明 山形大学教授
岡部 誠 板橋区立赤塚第一中学校副校長
岡本 太一 高槻市立城南中学校指導教諭
鬼塚 拓 宮崎大学教育学部附属中学校教諭
小野 大助 福山市立城南中学校教諭
柏原 正志 福山市立松永中学校教諭
勝田 俊輔 東京大学教授
唐木 清志 筑波大学教授
河野真理子 早稲田大学教授
木村 博一 広島大学教授
草原 和博 広島大学教授
栗原 久 東洋大学教授
呉羽 正昭 筑波大学教授
兒玉 修 宮崎大学名誉教授
近藤沙耶香 江戸川区立小岩第五中学校教諭
今野日出晴 岩手大学教授
佐川 英治 東京大学教授
佐久間敦史 大阪教育大学准教授
迫 眞也 広島市立井口台中学校教諭
佐々木隆光 神戸市立唐櫃中学校教諭
佐々木智章 早稲田大学高等学院教諭
佐藤 全敏 東京女子大学教授
佐藤 元基 札幌市立厚別北中学校主幹教諭
重 秀雄 広島市立東原中学校教諭
篠塚 昭司 東京学芸大学附属世田谷中学校教諭
島 珠美 足立区立鹿浜菜の花中学校主任教諭
島津 弘 立正大学教授
白川 景子 高知大学講師
菅谷 昌弘 札幌市立平岡緑中学校教諭
薄田 和弥 札幌市立篠路中学校教諭
鈴木 拓磨 墨田区立両国中学校主任教諭
関戸 明子 群馬大学教授
関 裕幸 東京都立小石川中等教育学校主幹教諭
高田 孝雄 足立区立東綾瀬中学校指導教諭
高野 信 前都市立明健中学校校長
高橋 一朗 千葉大学教育学部附属中学校教諭
高橋慎一郎 東京大学史料編纂所教授
高山 知機 世田谷区立駒留中学校校長
田崎 義久 東京学芸大学附属小金井中学校教諭
田中 敏彦 高知中学校副校長
谷藤 良昭 千葉市立稲毛高等学校附属中学校教諭
丹 咲子 足立区立第七中学校主任教諭
千葉 功 学習院大学教授
千葉 一晶 中野区立第七中学校主幹教諭
坪田 益美 東北学院大学准教授
寺本 誠 お茶の水女子大学附属中学校教諭
東方 広海 福岡市立吉塚中学校主幹教諭
豊嶋 啓司 福岡教育大学教授
土肥大次郎 長崎大学准教授
内藤 圭太 埼玉大学教育学部附属中学校教諭
中尾 学 台東区立上野中学校主任教諭
中北 浩爾 一橋大学教授
中平 一義 上越教育大学准教授
中村 達矢 福岡市立金武中学校教諭
新坂 大輔 清瀬市立清瀬第二中学校主任教諭
西川路蘭奈 新宿区立新宿中学校教諭
西村 広毅 国富町立八代中学校教諭
連沼 圭 台東区立桜橋中学校主任教諭
長谷川義博 所沢市立狭山ヶ丘中学校教諭
服部 一秀 山梨大学教授
瀧田 幸伸 高知大学教育学部附属中学校教諭

- 播磨 大作 神戸市立住吉中学校教諭
東野 茂樹 葛飾区立水元中学校主幹教諭
平松 義樹 愛媛大学名誉教授
藤瀬 泰司 熊本大学准教授
藤田 淳 港区立高松中学校主幹教諭
星野 勇悟 大東市立四条小学校首席
眞壁 佑輔 札幌市立前田中学校教諭
松澤 克行 東京大学史料編纂所准教授
松田 敏洋 宮崎市立本郷中学校教諭
三浦 浩 会津坂下町立立坂下中学校教諭
溝口 和宏 鹿児島大学教授
道場 康智 福井市立羽第一中学校教諭
峯 明秀 大阪教育大学教授
毛利 透 京都大学教授
森川 禎彦 福井大学教育学部附属義務教育学校教諭
森山 幸一 福岡市立金武中学校教諭
諸富 徹 京都大学教授
山崎 祥雄 慶應義塾中等部教諭
山田 秀和 岡山大学准教授
山本 博文 東京大学史料編纂所教授
湯澤 規子 法政大学教授
吉田圭一郎 横浜国立大学教授
吉水 裕也 兵庫教育大学副学長
渡邊 頼史 福山市立城南中学校教諭
鰐淵 翔大 札幌市立栄町中学校教諭

- 特別支援教育に関する校閲
田中 良広 帝京平成大学教授
道面 美紀 墨田区立本所中学校指導教諭
ほか5名
東京書籍株式会社
●色彩デザインに関する編集協力
色覚問題研究グループぱすてる

●単元構成と配当授業時数

Table with 4 columns: 教科書の構成・内容, 学習指導要領の内容, 教科書該当ページ, 配当時数. Rows include 持続可能な社会の実現に向けて, 第1章 現代社会と私たち, 第2章 個人の尊重と日本国憲法, 第3章 現代の民主政治と社会.

Table with 4 columns: 教科書の構成・内容, 学習指導要領の内容, 教科書該当ページ, 配当時数. Rows include 第4章 私たちの暮らしと経済, 第5章 地球社会と私たち, 終章 より良い社会を目指して.

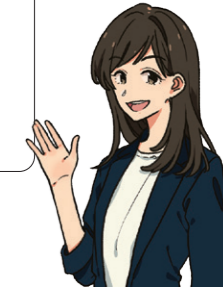
※予備時間は、生徒の自主的な学習活動の時間や評価などに充てる時間です。

東京書籍

本社 〒114-8524 東京都北区堀船2-17-1 Tel:03-5390-7368(社会編集部) Fax:03-5390-6015
支社・出張所 札幌 011-562-5721 仙台 022-297-2666 東京 03-5390-7467 金沢 076-222-7581 名古屋 052-939-2722
大阪 06-6397-1350 広島 082-568-2577 福岡 092-771-1536 鹿児島 099-213-1770 那覇 098-834-8084
ホームページ https://www.tokyo-shoseki.co.jp 教育情報サイト 東書Eネット https://ten.tokyo-shoseki.co.jp



「新しい社会」の表紙を紹介する動画を公開しています。ぜひご覧ください。



内容解説資料

この資料は、令和3年度用中学校教科書の内容解説資料として、一般社団法人教科書協会「教科書発行者行動規範」に則っております。

新しい社会 公民

# これからの社会について考える教科書

谷口 将紀



**Profile**  
 谷口 将紀(たにぐち まさき)  
 東京大学教授  
 1970年生。東京大学法学部卒業。博士(法学)。

■著書 / 『政治とマスメディア』、『政党支持の理論』、『有権者と政治家』(近刊)ほか。

今の日本は、明治維新や第二次世界大戦後に並ぶ歴史の分岐点にある、と言われます。ヒト・モノ・カネ・情報のグローバル化が進み、第四次産業革命により人々の暮らしは大きく変わって来よう。一方で、東アジアの安全保障環境は、厳しい状況にあります。少子高齢化や全世代型社会保障、財政健全化など、課題も山積しています。開かれた社会を築くため、多様性の尊重と対話もますます重要です。

こうした中、2016年に18歳選挙権が実現しました。2022年には、成年年齢も18歳に引き下げられます。中学校3年生は、あと3年で成年として社会に関わり、主権者として国や自治体のかじ取りを担います。

東京書籍の『新しい社会 公民』は、第6学年の政治先習など、大きく変わった小学校社会科との系統性を重視するとともに、まもなく社会に漕ぎ出す15歳の子どもたちが、現代社会で生きて

いる様々な事象や課題について基本的な知識を習得し、日本と世界の政治、経済、社会を洞察する広い視野を持ってしっかりと考え、そして判断力と自律した精神を持って社会形成に主体的に関わることができるように、という思いで編集しました。

具体的には、政治、経済、国際関係の現状と課題を分かりやすく記述するように努めました。現代社会に関心を持ってもらうために、資料や写真、イラストを豊富に掲載して、様々な工夫をこらしました。さらに、現代社会を理解するうえで不可欠な地理・歴史的分野との関連にも十分に配慮し、地理・歴史・公民・地図帳の4冊がそろって「社会科」全体を構成するという視点でも編集しています。

社会への主体的参画を意識して「公民」の学習に取り組んでくれることを願いながら、近未来の成年・有権者にエールを送ります。

「問い」を軸に

## 単元のまとまりを重視した紙面構成 単元の「構造化」で課題解決的な学習を実現！

### 1 課題をつかむ

導入

●単元の「導入の活動」で、単元全体を貫く「探究課題」を立て、課題をつかみます。

本誌p.4～5

### 2 課題を追究する

展開

●1単位時間の授業ごとの「学習課題」と「チェック＆トライ」を軸に課題を追究します。

本誌p.6～7

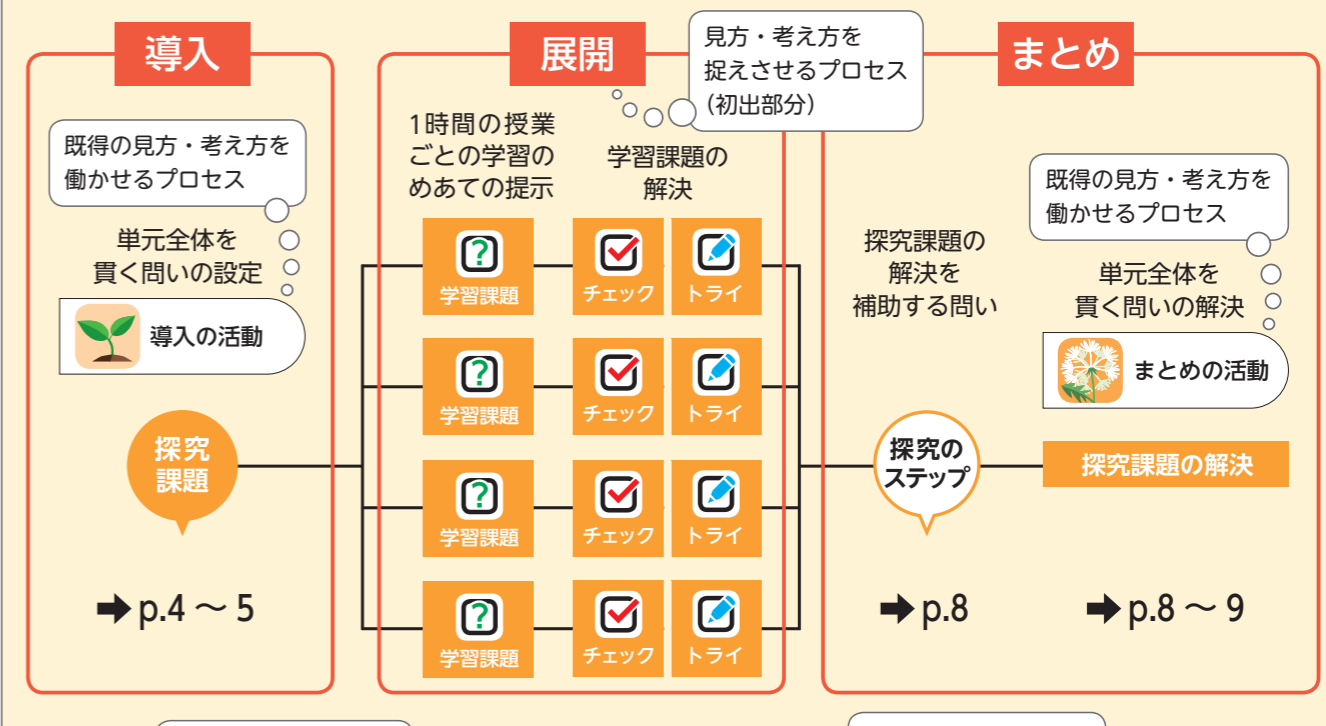
### 3 課題を解決する

まとめ

●探究課題の解決を補助する「探究のステップ」を設けました。  
●単元の「まとめの活動」で探究課題を解決します。

本誌p.8～9

## 「問い」を軸にした単元の「構造化」による課題解決的な学習 ▶ 本誌p.10～11

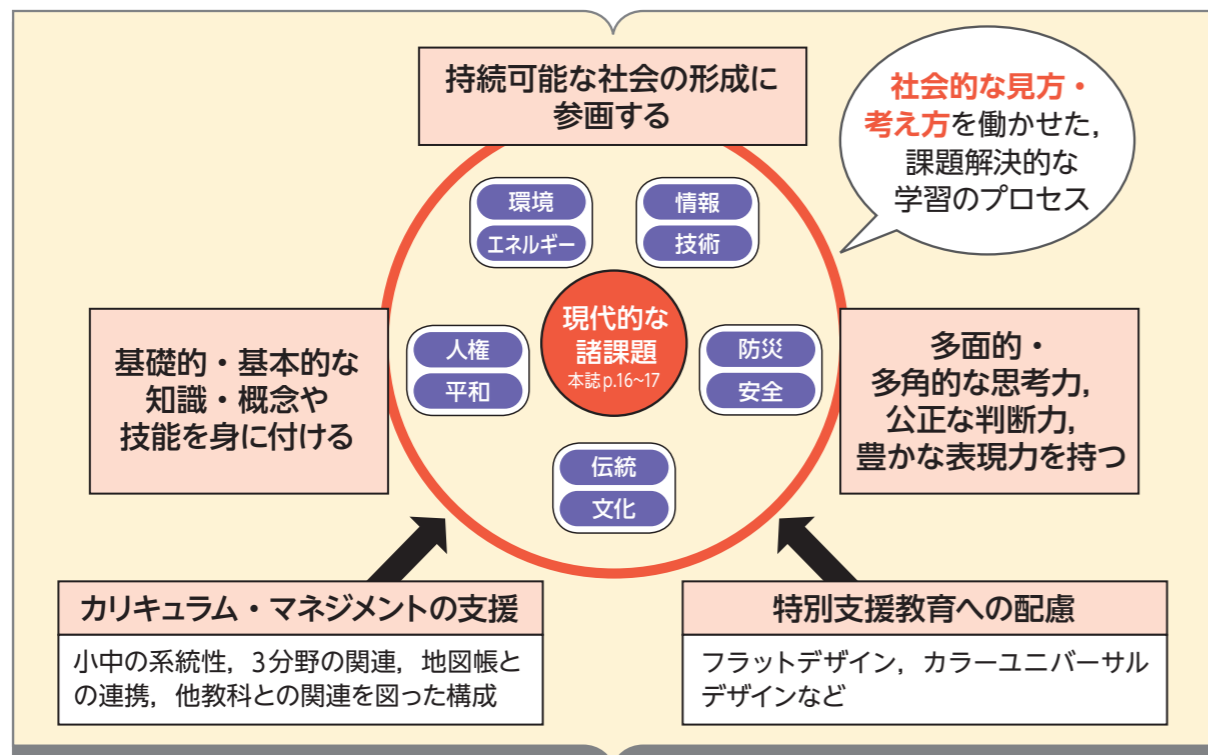


1時間の「導入の活動」を通して、単元を貫く「探究課題」を立てます。

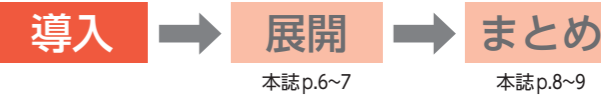
「探究課題」を解決する活動の前に、「探究のステップ」に取り組みましょう。

## 教科書が目指すもの 豊かな学びが未来を拓く

「主体的・対話的で深い学び」を通じて、持続可能な社会の実現に向けて「今を問い、未来をともに拓く力」を育てます。



# 「見方・考え方」を働かせ課題をつかむ導入の活動



## 「見方・考え方」を働かせる活動をマークで明示

●「見方・考え方」を働かせる活動には「見方・考え方マーク」を付しました。

### 学習活動の流れがイメージできるアイコン

- 導入の活動
- 基礎・基本のまとめ
- まとめの活動

### 学習への興味・関心を高めるイラスト

場面設定の理解を助け、学習意欲を高めるイラストを多数掲載しています。

#### 大きなイラストの掲載ページ

- ・T市のまちの様子から現代社会をながめてみよう (p.6~7)
- ・コンビニエンスストアの経営者になってみよう (p.128~129) など

### 対話的な学習を实践！「みんなでチャレンジ」

●小集団の協働的な活動のコーナーとして「みんなでチャレンジ」を設け、対話的な授業を効果的に実践できます。

## 導入の活動 ちがいのちがい

次の9枚のカードには、さまざまな「ちがい」が挙げられています。これらの「ちがい」は、「あってもよいちがい」か、「あってはならないちがい」かについて、「効率」と「公正」の観点に着目して考えましょう。

**カード 1** 国民が選んだ代表者が物事を決めている国もあれば、国王が一人で全ての物事を決めている国もある。

**カード 2** イスラム教徒は豚肉を食べず、ヒンドゥー教徒は牛肉を食べない。

**カード 3** 日本では、ほぼ全ての子どもが小・中学校に通うが、海外では働かざるを得ない子どももいる。

**カード 4** 核兵器を持たない国もあれば、核兵器を持つ国もある。

**カード 5** 保育士を募集する広告に、「女性のみ」と書いてあった。

**カード 6** 一般人の個人情報は守られるべきだが、芸能人の場合はファンのために公開されても仕方ない。

**カード 7** 国や地方の議員の選挙で、外国人が投票できる国と、できない国がある。

**カード 8** あるレストランには、ペットの犬は入れないが、盲導犬などの介助犬は入れる。

**カード 9** 高層マンションでは日当たりが良く、となりにある家は、一日中日当たりが悪い。

- みんなでチャレンジ**
- (1)それぞれの「ちがい」が「あってもよいちがい」か「あってはならないちがい」か、理由もふくめて各自で考え、右のページの表(マトリックス)を使って分類しましょう。
  - (2)分類した理由をグループで発表し合い、それぞれに分類したカードに、どのような共通点があるか、グループでまとめましょう。
  - (3)グループでの話し合いの中、考えが変わった場合でも、最初の分類は消さず、別の分類に書き加えましょう。
  - (4)活動をふり返り、自分の考えをまとめましょう。

表(マトリックス)は、物事を分類して整理するのに役立ちます。

	カード番号	そのように判断した理由	カードの共通点
あってもよいちがい			
あってはならないちがい			
判断が難しいちがい			

### 気付いたことを出し合おう

導入の活動を通して、疑問に思ったことを、問いの形で整理しましょう。

日本では、代表者を国民が選ぶ仕組みについて憲法に示されているよね。憲法は何のためにできたのだろう。

あってもよいちがいは、一人一人を大切にしているちがいでないかな。

高層マンションと個人情報とかは、昔から問題になっていたのかな。

**探究のステップ**

1節 憲法が大切にされてきたのはなぜでしょうか。

2節 日本国憲法では、なぜ人権を保障することが大切なのでしょう。

3節 新しい人権が認められてきたのはなぜでしょうか。

### 第2章の探究課題は？

私たちはだれでも、「自分らしく幸せに生きたい」という願いを持っています。「あってもよいちがいは、一人一人が幸せに生きたいという願いに通じます。人間は長い歴史の中で、だれもが幸せに生きられる社会を創るために、「人権」という考え方を生みだし、憲法としてまとめました。日本でも日本国憲法が定められ、私たちの人権を守っています。そこでこの章では、次のような課題を探究していきましょう。

**探究課題** 日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

この章のまとめ(p.70~71)では、「ちがいのちがいを追究しよう」という活動に取り組みましょう。

### 導入の活動を通して立てる「探究課題」

- 単元全体を貫く「探究課題」を、1時間の導入の活動を通して設定します。
- 「探究課題」を立てる活動で単元全体の学習に見通しを持たせ、生徒の主体的な学習活動を促します。

### 見通しを持たせるまとめの活動の予告

導入の活動とリンクしたまとめの活動を予告することで、単元の見通しを持たせます。

# 「見方・考え方」を働かせ学びを深める本文ページ



**興味・関心を高める 導入資料**

学習意欲が高まる魅力的な資料を大きく掲載し、生徒の授業への興味・関心を引き出します。

**1時間の学習の見通しを持たせる「学習課題」**

●1時間の学習で追究する「学習課題」を示し、生徒が見通しをもって主体的に学習を進められます。

**紙面レイアウトの改善で資料をより大きく掲載！**

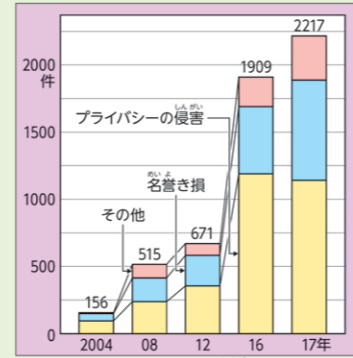
●レイアウトの改善で、資料の掲載部分の面積を約10%拡大。本文の理解を助ける資料がより大きくなりました。



わたしの「ふつう」と、あなたの「ふつう」はちがう。それを、わたしたちの「ふつう」にしよう。



違法ダウンロードをしないように呼びかけるポスター

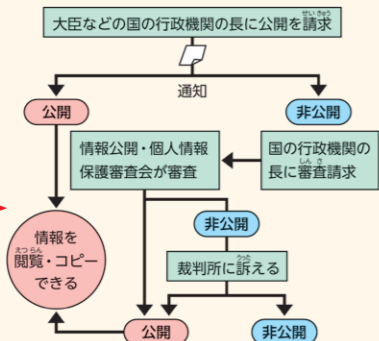


インターネットでの人権侵害事件の件数の推移 (法務省資料) 法務省人権擁護局があつた事件の件数です。

3で増えている項目を読み取り、なぜ増えているのか、考えましょう。

**2 新しい人権② 情報化の進展と人権**

情報化の進展にともなって、どのような課題が生まれ、どのような権利が認められてきたのでしょうか。



4 国の情報公開制度と公開された文書 (2015年) 国の情報公開制度は、情報公開法(p.238)に基づいています。地方公共団体の場合は、それぞれで情報公開条例を定めています。公開される文書は、個人情報や、だれかに不利益が生じるおそれのある部分をぬりつぶすなどの処理がされることがあります。

**知る権利** 国民が主権者として政治に関する判断をするためには、さまざまな情報を手に入れて分析することが重要です。特に現代では、情報化の進展によって、多くの重要な情報が国や地方の役所などに集まっているため、こうした情報を手に入れる権利として、「知る権利」が認められています。国や地方には**情報公開制度**が設けられ、人々の請求に応じて情報を開示しています。情報公開制度は、政治の透明性を高め、公正な政治の実現に役立っています。

また、新聞やテレビなどの**マスメディア**は、取材などによって情報を収集し、表現の自由に基づいて広く報道することで、国民の知る権利を支えています。

**プライバシーの権利** 私たちはだれもが、生活の中で他人に知られたくない秘密があります。しかし、マスメディアの報道が、私生活を公開してしまうことがあります。こうした報道で、その人の生活が多くの人々に知られることは、大きな不利益にもつながります。そこで、私生活に関する情報を公開されない「**プライバシーの権利**」が認められてきています。

**読んで分かる本文** 事象を捉えやすく**因果関係が分かりやすい**、平易な記述です。

**みんなでチャレンジ プライバシーの権利と表現の自由について考えよう**

- 右の例を読んで、「個人の尊重」の観点から、プライバシーの権利と表現の自由(日本国憲法第21条)との関係について考えましょう。
- (1)右下の「Aに関する情報」のうち、本に掲載しても許されるのはどれか、理由もふくめて考えましょう。
  - (2) (1)について、グループの中で意見交換をしましょう。さらに、本に掲載しても許される情報と許されない情報とのちがいについて話し合しましょう。
  - (3)情報を掲載される人物が、有名タレントのAではなく、一般人であるAの恋人の場合は、掲載しても許される情報と許されない情報が変わるか、グループで話し合しましょう。
  - (4)プライバシーの権利よりも表現の自由が優先される場合について、例を挙げながら、グループで話し合しましょう。



**例** 有名タレントAの私生活の情報を掲載した本が出版されることになりました。Aは「プライバシーの権利の侵害である」として、本の出版の差し止めを裁判所に求めました。これに対して出版社は、「本の出版は表現の自由である」と反論しました。

**Aに関する情報** 名前、血液型、星座、本人の顔写真、Aの家族の顔写真、Aが飼っている犬の写真、自宅の住所、メールアドレス、出身学校名、Aがよく行く店の名前、Aの友達の名前、自宅の電話番号

自分の顔などを勝手に撮影されたり、その写真や映像を公表されたりしないという**肖像権**も、その一つです。

また、情報化の進展によって、住所や電話番号、病歴や信仰する宗教などの、他人に知られたくない個人的な情報が、知らない間に収集され、利用されることがあります。そこで、国や地方、民間の情報管理者に、こうした個人情報を厳重に管理することを義務付ける、**個人情報保護制度**が設けられています。

**インターネットと人権** 近年では、インターネットの発達によって、だれもが簡単に情報を発信できるようになりました。また、国や地方に集まる情報を手に入れることも簡単になり、知る権利の保障に役立っています。

一方で、インターネット上に**プライバシーの権利**などを侵害する違法な情報が流出する例も増えています。インターネットでは自分の名前を明かさずに情報を発信できるため、他人の名誉を傷つけたり、人種や民族で差別したりする無責任な表現も見られます。また、情報を簡単に複製できる反面、元の情報の提供者が持つ著作権などの権利が十分に保護されないといった問題も生まれています。インターネットにおいてこうした権利を守るための仕組みを整えることが求められています。



5 地下鉄の駅の入り口に設置された防犯カメラ (東京都中央区 2013年)

**見方・考え方** 社会の安全のために使われる防犯カメラの設置に賛成が反対か、プライバシーの権利という「個人の尊重」の観点から考えましょう。

**公民にアクセス 知的財産権** 著作物(文章や写真、映像、音楽など)に関する権利である著作権や、商標(商品名など)、特許、意匠(デザイン)などに関する権利を、知的財産権とよびます。情報化が進む中で、アイデアを盗用するなどの権利侵害が増えており、知的財産権の重要性は増えています。特にインターネットを利用する場合は、知的財産を創りだした人の権利や利益を尊重しなければなりません。

4 情報化の進展にともなって認められた権利を、本文からぬき出しましょう。 5 インターネットの発達の人権上の利点と課題について、次の語句を使って説明しましょう。【情報】

**「深い学び」を効果的に実現する「見方・考え方コーナー」**

●『現代社会の見方・考え方』を働かせ、学びを深められる場面に、「見方・考え方コーナー」を新設しました。

**2段階の「チェック&トライ」で学習内容を確実に定着！**

●基礎・基本を確認する「**チェック**」と、要約や説明をする言語活動の「**トライ**」の2段階で「**学習課題**」を解決。学習内容が確実に定着します。

28年度本 情報化の進展によって、次の人権はどのように発展したり課題が生まれたりしているか、一つ選んで説明しましょう。 ①知る権利 ②プライバシーの権利

# 思考力・判断力・表現力を高めるまとめの活動

導入 → 展開 → まとめ

本紙p.4~5

本紙p.6~7

## 導入の活動とリンクしたまとめの活動

●導入の活動とリンクした題材を扱うことで、**単元のまとまり**を持たせるとともに、単元を通じた評価をしやすく工夫しています。

## 「探究のステップ」で探究課題の解決をサポート

- 「探究課題」の解決を補助する問いの「**探究のステップ**」を設けました。  
→本誌p.5の紙面
- 単元全体を貫く「探究課題」と1時間ごとの学習をつなぐ「**踊り場**(ステップ)」の問いとして、**円滑に課題解決につなげます。**

## まとめの活動 ちがいのちがいを追究しよう

人々の長い間の努力によって、人権という考え方が広まり、人権の保障は少しずつ充実してきました。しかし、現代社会には、解決すべき人権上の課題がたくさん残っています。そうした課題について、この章での人権の学習を基に、解決策を考えましょう。考察する際には、導入の活動で使った「効率」と「公正」だけでなく「個人の尊重」と「法の支配」の観点にも着目しながら、日本国憲法などに基づいて説明しましょう。

次の3枚のカードは、「ちがいのちがい」で考えたカードの一部です。3枚のカードの中から1枚を選び、「**あってもよいちがい**」か「**あってはならないちがい**」か、日本国憲法にどのように定められているかという点を根拠にしながら説明しましょう。

**カード5** 保育士を募集する広告に、「女性のみ」と書いてあった。

**カード6** 一般人の個人情報は守られるべきだが、芸能人の場合はファンのために公開されても仕方ない。

**カード9** 高層マンションでは日当たりがよく、となりにある家は一日中日当たりが悪い。

**みんなでチャレンジ** (1)選んだカードについて、思考を整理する方法の一つである「**トゥールミン図式**」を使って考察しましょう。まず、選んだカードの内容を「**事実**」の欄に示します。次に、選んだカードが「**あってもよいちがい**」か「**あってはならないちがい**」か、「**主張**」の欄に自分の考えを書きましょう。

(2) (1)の主張を支える理由や、その根拠の裏付けになる憲法や法律を探し、それぞれ「**理由**」と「**裏付け**」の欄に書きましょう。その際、教科書の巻末にある日本国憲法などの条文を活用しましょう。主張に当てはまらない例外があれば、「**条件**」の欄に書きましょう。

(3) (2)で考察した内容を、ワークシートに文章でまとめましょう。

(4)グループでたがいの考えを発表し合しましょう。

**トゥールミン図式とは？**  
ある事実から、自分の主張を考えるとき、その主張の根拠を整理することができます。

●りこさんの考察の例

**事実**  
保育士を募集する広告に、「女性のみ」と書いてあった。

**理由**  
男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法で、募集での性別による差別は禁止されているから。

**裏付け**  
日本国憲法第14条1項に「すべて国民は、法の下に平等」と定められている。

**主張**  
就職するときに、性別による差別はあってはならない。

**条件**  
職場に男性保育士が多く、性別のかたよりをなくするため、女性を積極的に採用している状況でない限り。

●りこさんの考察結果

カード5のちがいについて、私はあってはならないちがいだと考えます。その根拠は、日本国憲法第14条に「すべて国民は、法の下に平等」と定められ、男女雇用機会均等法などの法律も整備されているからです。

カード[ ]について、私は[あってもよい/あってはならない]ちがいだと考えます。その根拠は、

事実

理由

裏付け

主張

条件

自分選んだカードについて、トゥールミン図式で考察してみましょう。

第2章の探究課題を解決しよう

**探究課題** 日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

私たちが、

憲法は私たちの生活に深く関係していて、私たちの人権を守っているんだね。

社会が変化の中で、人権の考えも広がりがちなんだね。

この探究課題に対して、「持続可能性」、「効率」と「公正」、「個人の尊重」と「法の支配」の観点に着目して、自分の言葉でまとめましょう。

べきである。

### キャラクターの会話の流れで探究課題を解決

- 生徒キャラクターの会話で、生徒が**探究課題を主体的に解決するヒント**を示しています。
- 先生キャラクターとの会話で、「**見方・考え方**」を活用した**探究課題の解決**を促します。

## 思考を整理する多様なツールを提示

- 思考の整理に適した**多彩な思考ツール**を提示しました。
- 主体的に思考・判断した内容を適切に表現する力が身に付きます。

## ●思考ツールの主な掲載箇所

公民教科書	思考ツール
p.9, 176	ウェビング
p.39, 128	マトリックス(表)
p.68, 123	ステップチャート
p.70	トゥールミン図式
p.35	座標軸
p.32, 211	ランキング

**座標軸とは？**  
二つの軸の座標軸上に、一つ一つの事項を位置付けることで、情報を評価して思考を整理できます。

導入の活動に出てきた次の二つのカードについて、次の「**ステップチャート**」を使って、社会の変化によって新しい人権が認められた流れをまとめましょう。

**3節 探究のステップ**  
新しい人権が認められてきたのはなぜでしょうか。

**カード6** インターネットで個人情報は守られるべきだが、芸能人はファンのために公開されても仕方ない。

<日本国憲法制定時の社会>

<起こった社会の変化>

<認められた新しい人権>

**カード9** 高層マンションに住む人は日当たりがよく、そのとなりの家は一日中日当たらない。

# 単元のまとまりを重視した紙面構成④

## 「問いの構造図」で実現する課題解決的な学習

### 「問いの構造図」 とは？

単元のまとまりを意識した「深い学び」につなげるには、学習内容の深い理解を意識した単元を貫く問いの設定が欠かせません。この教科書は、単元を貫く「探究課題」の設定から解決に至る流れを、「問い」を軸に「構造化」しました。これにより、1時間ごとの授業が段階的に「探究課題」の解決につながるように構成されています。その単元の構造を視覚的に示したものが「問いの構造図」です。※「問いの構造図」は「新しい社会 公民 教師用指導書」に掲載予定です。

### 課題をつかむ

単元の導入部の「導入の活動」を受けて、生徒キャラクターの会話で「探究のステップ」を導き、単元を貫く課題をつかみ、「探究課題」を設定します。

導入の活動を通して、疑問に思ったことを、問いの形で整理しましょう。

日本では、代表者を国民が選ぶ仕組みについて憲法に示されているよね。憲法は何のためにできたのだろう。

あってもよいが、一人一人を大切にしているか、憲法はどのようになっているかな。

高層マンションとか個人情報とかは、昔から問題になっていたのかな。

探究のステップ

1 節 憲法が大切にされてきたのはなぜでしょうか。

2 節 日本国憲法では、なぜ人権を保障することが大切なのでしょう。

3 節 新しい人権が認められてきたのはなぜでしょうか。

第2章の探究課題は？

私たちはだれでも、「自分らしく幸せに生きたい」という願いを持っています。「あってもよいが（い）は、一人一人が幸せに生きたいという願いに通じます。人間は長い歴史の中で、だれもが幸せに生かされる社会を創るために、「人権」という考え方を生みだし、憲法としてまとめました。日本でも日本国憲法が定められ、私たちの人権を守っています。そこでこの章では、次のような課題を探究していきましょう。

探究課題 日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

この章のまとめ(p.70-71)では、「ちがいのちがいを追究しよう」という活動に取り組みしましょう。

(p.39)

### 導入

### 課題を追究する

1時間ごとの学習のめあてである「学習課題」を提示し、基礎・基本を確認する「チェック」と、要約や説明などをする「トライ」の2段階の問いで、各時間の学習課題を解決していくことで、探究課題の追究を進めます。

2 新しい人権② 情報化の進展と人権

学習課題 情報化の進展にともなって、どのような課題が生まれ、どのような権利が認められてきたのでしょうか。

(p.64)

チェック 情報化の進展にともなって認められた権利を、本文からぬき出しましょう。

トライ インターネットの発達の人権上の利点と課題について、次の語句を使って説明しましょう。[情報]

(p.65)

### 展開

### 課題を解決する

探究課題の解決を補助する「探究のステップ」や、「まとめの活動」を通して、「見方・考え方」を働かせながら探究課題の答えを考えることで、無理なく課題を解決します。

第2章の探究課題を解決しよう

探究課題 日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

私たちは、

憲法は私たちの生活に深く関係していて、私たちの人権を守っているんだね。

社会が変化の中で、人権の考えも広がりながら守られてきたんだね。

この探究課題に対して、「持続可能性」、「効率」と「公正」、「個人の尊重」と「法の支配」の観点に着目して、自分の言葉でまとめよう。

べきである。

(p.71)

### まとめ

### 単元を貫く課題の提示

### 解決を補助する 問いの提示

### 1時間ごとの問い(学習課題)の提示

### 学習課題の解決

### 解決を補助する 問いの解決

### 単元を貫く課題の解決

## 第2章 個人の尊重と日本国憲法

p.37～74

### 探究課題

日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

p.39

### 探究のステップ

### 3 節

### これからの人権保障

新しい人権が認められてきたのはなぜでしょうか。

p.39・62

### 1

### 新しい人権① 産業や科学技術の発展と人権

p.62～63

産業や科学技術の発展にともなって、どのような課題が生まれ、どのような権利が認められてきたのでしょうか。

### 2

### 新しい人権② 情報化の進展と人権

p.64～65

情報化の進展にともなって、どのような課題が生まれ、どのような権利が認められてきたのでしょうか。

### 3

### グローバル社会と人権

p.66～67

国際社会にはどのような人権上の課題があり、解決に向けてどのような取り組みがなされてきたのでしょうか。

### チェック

環境権や自己決定権を、「新しい人権」とよぶ理由を、次の語句を使って説明しましょう。[憲法]

### トライ

新しい人権から一つ選び、その権利がどのような「対立」を解消するためのものか説明しましょう。

### チェック

情報化の進展にともなって認められた権利を、本文からぬき出しましょう。

### トライ

インターネットの発達の人権上の利点と課題について、次の語句を使って説明しましょう。[情報]

### チェック

人権保障のためのさまざまな条約を、本文や資料からぬき出しましょう。

### トライ

人権上の課題の解決に取り組む組織と、それぞれが担っている役割を説明しましょう。

### 探究のステップ

新しい人権が認められてきたのはなぜでしょうか。

p.68

### 探究課題

日本国憲法が保障する権利を守るために、私たちはどのように社会に関わるべきでしょうか。

p.71

# 先生のカリキュラム・マネジメントをサポート！ 他分野や他教科とつなげて学びを深める

## 地理・歴史の 関連ページに 直接リンクした 二次元コード

●教科書の二次元コードを読み取ると、インターネットを使って**地理や歴史の関連ページの紙面を直接見ることができます。**

### 分野関連マーク

地理や歴史の学習内容と特に関連が強い内容に付けています。



### 第3章 現代の民主政治と社会

左の「ことば」と下の①～④から、小学校と地理・歴史の学習をふり返りましょう。

小学校の社会で習ったことば  
民主主義 選挙権 メディア(マスメディア)  
メディアリテラシー 国会 法律 裁判所 地方議会 条例

●小学校教科書に掲載した資料に「**小学校マーク**」を付しました。

●小学校社会科で学習した用語は「**小学校の社会で習った「ことば」**」として掲載しました。

SCAN!

### 2 領土をめぐる問題の現状

問題は、第二次世界大戦後、平和主義を基本原理とする日本国憲法の下で国際協力を進め、平和で民主的な国家を造り上げてきました。しかし、その一方で、日本固有の領土をめぐる、現在でも周辺諸国との間で問題をかかえている地域も残されています。韓国やロシアに不法に占拠され、抗議を続けている竹島や北方領土、また、日本の固有の領土であり、領土問題は存在しない一方で、中国や台湾が領有権を主張している尖閣諸島がそれに当たります。

ここでは、それぞれの問題が起こった経緯や、解決に向けた日本の取り組みについて見ていきましょう。

### 北方領土問題の経緯と取り組み

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島の北方四島は、太平洋戦争が終わるまでは、約1万7000人の日本人が生活していました。太平洋戦争中の1945(昭和20)年8月8日、ソビエト社会主義共和国連邦(ソ連)は、日ソ中立条約に違反して日本に宣戦し、満州や朝鮮に侵襲しました。さらに、日本が降伏した後の8月18日からソ連は千島列島にも進出し、9月初旬には北方領土も全て占領しました。これ以降、北方領土は、ソ連やそれを引き継いだロシアが、不法に占拠した状態が続いています。北方四島に住む日本人は、約半数が脱出しましたが、ソ連は残った人々を1948年までに強制的に北方領土から追い出し、樺太(サハリン)に抑留した後に強制的に送還しました。サンフランシスコ平和条約で、日本は、日露戦争で獲得した北緯50度以南の樺太と、得撫島から北の千島列島を放棄しましたが、北方領土は放棄した千島列島にはふくまれません。1956年の日ソ共同宣言では、平和条約が結ばれた後に、歯舞群島と色丹島を日本に返還することには合意しましたが、国後島と択捉島の返還には合意できず、平和条約が結ばれませんでした。1993(平成5)年の東京宣言では、日本とロシアが北方領土問題を解決し、平和条約を結ぶための交渉を続けることに合意し、現在も、ロシアとの間で北方領土の返還交渉をねばり強く続けています。

### 竹島問題の経緯と取り組み

第二次世界大戦後に日本を占領した連合国最高司令官総司令部(GHQ)は、日本の領域について、日本の政治上的権限を停止する地域と、漁業や捕鯨を行ってはならない地域を指示し、この地域には竹島がふくまれました。一方、1951(昭和26)年、日本がアメリカなど48か国との間で署名し、翌1952年に発効したサンフランシスコ平和条約には、日本が放棄する領土の中に「済州島、巨文島および警備島をふくむ朝鮮」と示され、ここには竹島はふくまれません。ところが、平和条約が発効する直前の1952年1月、韓国の李承晩大統領は国際法に反して、公海上に一方的に漁業管轄権の範囲を示す線を設定し、日本の漁船の立ち入りを禁止しました。竹島はこの線の韓国側にあり、これ以降、韓国は竹島を不法に占拠して警備隊を常駐させ、さまざまな活動を行う状況が、現在も続いています。日本政府は、韓国に抗議を続ける一方で、1954年、1962年、2012(平成24)年の3回にわたって竹島問題を国際司法裁判所の判断に委ね、平和的に解決するという提案を行ってまいりましたが、韓国はこれを拒否し続けています。

●このように、この指令が領土の帰属についての、連合国の決定を示すものではないことも示されています。

●李承晩ラインについて報じる島根県報の新聞(1952年1月26日)

●国際司法裁判所(2010年) オランダのハーグに本部がある国際連合の機関で、国家間の紛争についての裁判を行っています。(p.183)

### 尖閣諸島への対応

尖閣諸島は、日本の領土を確定させたサンフランシスコ平和条約でも日本の領土として扱われ、この条約で日本が放棄した領土にはふくまれません。こうして尖閣諸島は、日本の南西諸島の一部としてアメリカの統治下に置かれ、1972年にアメリカとの間で結ばれた沖縄返還協定で、日本に返還された地域にも尖閣諸島がふくまれました。一方、日本や台湾、韓国の専門家が発端した東アジア極東経済委員会と協力して行った調査の結果、1969年に、この地域の大陸棚に、石油が埋蔵されている可能性が報告されました。この報告の後、中国と台湾は尖閣諸島に対する権利を主張し始め、1971年になって、初めて公式に領有権を主張しました。しかし、歴史的にも日本は尖閣諸島を実効的に支配し、日本固有の領土であることは国際的にも広く認められており、領有権をめぐる問題は存在していません。中国は1992年、領海などに関する法律を制定して尖閣諸島の領有権を法律に明記し、2008年に尖閣諸島周辺の海に船を派遣して、日本の領海に侵入する例が多発しています。日本はこうした中国の行為に抗議するとともに、領海や領空の警備を強化しています。また同時に、東シナ海全体が平和で安全な海域になるように、外交的な努力も続けています。

●それぞれの地域がかかっている問題の、起こった経緯や現状を、本文や資料からゆき出しましょう。

●地理や歴史での学習もふまえて、それぞれの地域がかかっている問題の解決策を考えましょう。

### 18歳へのステップ 契約のあれこれ

私たちは毎日、実は多くの「契約」を結びながら生活しています。コンビニでの買い物も、バスに乗るときも、好きな音楽のダウンロードも、そこにはだれかとの契約が存在しています。どのような内容の契約を、だれと、どのような方法で結ぶのか、私たちの社会では基本的に自由です。高校3年生のまもるさんの消費生活を、契約について考えてみましょう。

●まもるさんの1年

4月 まもるさんの家に新しいクラスの友人が遊びに来ました。

Q1 おながすいたので、宅配のピザを注文しました。【契約】が成立するのは、どの段階でしょうか。

①電話で注文して、「何時までにお届けします。」と返事が来たとき  
②ピザが届き、代金を支払ったとき  
③ピザが食べられたとき

8月 夏休みのある日、まもるさんの家族は、商店街にショッピングに出かけました。

Q2 まもるさんは、商店街の靴屋でスニーカーを買いましたが、同じものが、ホームセンターで安く売っているのを見つけた。靴屋にスニーカーをどし、お金を返してもらおう(売買契約を取り消す)ことはできるでしょうか。

①取り消すことができる  
②取り消すことはできない

11月 まもるさんが18歳の誕生日をむかえました。

Q3 まもるさんが、自分へのプレゼントとして、保護者でない10万円のエレキギターを買いました。まもるさんと保護者は、この売買契約を取り消すことはできるでしょうか。

①取り消すことができる  
②取り消すことはできない

3月 まもるさんの高校生活もあと少しになりました。卒業の記念にクラスの友人と旅行に行くことになりました。

Q4 まもるさんは、インターネットショッピングで旅行カバンを買いましたが、サイズが思ったよりも小さくて、この売買契約を解除し、クーリング・オフすることはできるでしょうか。

①クーリング・オフができる  
②クーリング・オフはできない

契約を結んだら、それを守るのが原則です。未成年取り消し権(クーリング・オフ)は、消費者を保護するために、その例外として設けられている制度です。買い物などの契約は、慎重に読む必要があります。

契約のさまざまな支払いの方法

①電子マネーの利用(埼玉県 2014年)

②カード型電子マネーの仕組み(事前に入金するプリペイド型の例)

③スマートフォンを利用した支払い(福岡市 2018年)

海外旅行の贈り物やインターネットショッピングなどで、クレジットカードを使うことが多くなってきました。成年年齢が引き下げられると、18歳から保護者の同意なしにクレジットカードが作れるようになります。クレジットカードを使えば、手もとの現金や銀行口座の預金がなくても買い物ができるのですが、便利分、慎重に、計画的に使う必要があります。

●このような商品で、消費者トラブルに巻きこまれた場合は、「消費者ホットライン」、各地の消費生活センターなどに相談しましょう。

●20歳未満の相談が多い商品(消費者庁資料)

### 教科書関連マーク

他教科と特に関連の強い内容に付けています。

CLICK!

新しい社会 公民

125 ページ 道徳 田老の生徒が伝えたもの

136 ページ 家庭 消費者トラブルとその対策

151 ページ 公民スキル・アップ 需要量・供給量・価格の関係

### 消費者トラブルとその対策

消費者トラブルとは、消費者が商品やサービスを購入した際に、健康や安全が脅かされたり、購入した商品によって健康や安全が脅かされたりするなど、消費者が被害を受けたことをいいます。近年ではインターネットの普及やキャッシュレス決済の導入により、中学生がトラブルに巻き込まれることもあります(参考)。また、消費者をだまったり脅したりする物売りなどの悪質な販売者も増加しており、多くの消費者がトラブルに巻き込まれています(参考)。本編、消費者と事業者(生産者、販売者など)は対等な契約を結ぶ必要がありますが、両者の間に情報格差などの格差が生じると消費者が不利になります。

●トラブルに巻き込まれたら

●消費者トラブルの発生状況(2013年)

●中学生の消費者被害件数

●トラブルの発生状況

### 他教科の関連ページが見られるDマークコンテンツ

●教科書関連マークにDが付いている内容は、インターネットを使って**関連する教科の教科書紙面を見ることができます。**

家庭 (p.192)

### 他教科関連マークの掲載箇所

公民教科書	教科・分野	関連する学習内容
p.14	技術	安全に利用するための情報モラル
p.20	道徳	花火とどうろう流し
p.20	家庭	地域の食文化
p.36	保健体育	国際的なスポーツ大会の役割
p.125	理科	地震に備えるために
p.125	保健体育	自然災害による被害の防止
p.136	家庭	田老の生徒が伝えたもの
p.170	家庭	エシカル消費
p.194	理科	エネルギー資源の利用
p.197	理科	エネルギー資源の利用
p.215	技術	安全に利用するための情報モラル

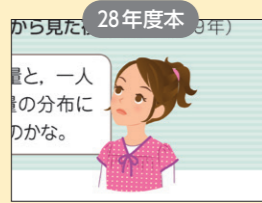
特別支援教育に多面的に対応！

# 全ての生徒にとって学びやすく 先生が指導しやすい紙面の工夫

3年度本 令和3年度発行の教科書の紙面  
28年度本 平成28年度発行の教科書の紙面

## キャラクターが消えた！ すっきりした本文ページ

学習内容に集中できるよう、本文ページからキャラクターをなくし、代わりに読み取りの視点をコーナーで明確に示しました。



## 学習内容に集中できる フラットデザイン

- 不要な陰影や立体感のあるデザインをなくし、シンプルで学習内容に集中できるフラットデザインを採用しました。
- 鮮やかで明るい色を採用し、メリハリのある紙面にしました。

3年度本

28年度本

2 資源・エネルギー問題 限りある資源と環境への配慮

世界のエネルギー消費にどのような課題があるのか

世界のエネルギー消費にどのような課題があるのか

世界のエネルギー消費にどのような課題があるのか

## 先生が指示しやすく 自学自習にも適した「図番号」

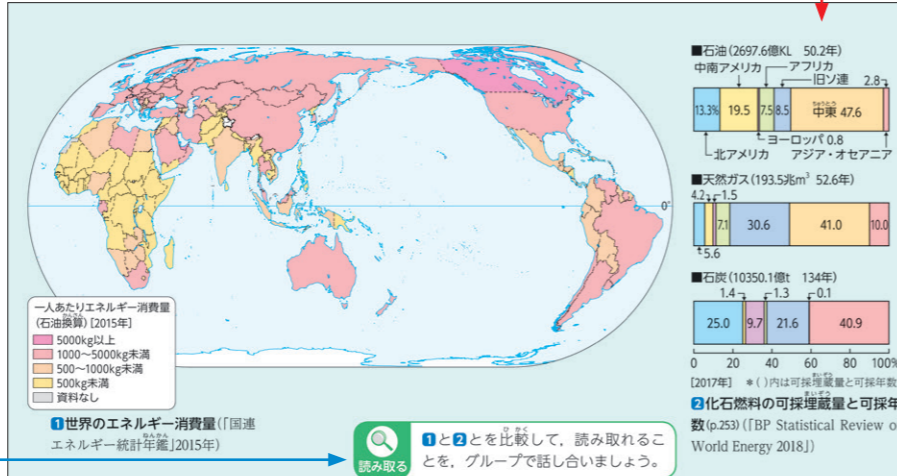
先生が授業で指示しやすいように、資料に見開きで通し番号を付けました。本文には対応する資料の番号を付け、資料と本文とを結び付けて読み取りやすくしました。



不要な矢印を  
とりました！

## 資料掲載部分に色付けして 本文部分との区別を明確化

- 資料の掲載部分に薄い色を付けることで、本文との区別を視覚的に分かりやすくしました。



2 資源・エネルギー問題 限りある資源と環境への配慮

世界のエネルギーにはどのような課題があり、その解決に向けてどのような取り組みがなされているのでしょうか。

限りある資源 電力などのエネルギーは、私たちの生活に欠かせないものです。エネルギーを起すための資源として、世界で最も多く使われているのは石炭、石油、天然ガスなどの化石燃料で、エネルギーの消費量の8割以上をしめます(2016年現在)。こうした資源は、埋蔵する地域への分布にかたよりのあり、採掘できる年数も限られます。

世界のエネルギーの消費量は増え続けており、特に近年では途上国の消費量が急速に増えています。資源やエネルギーの消費量をおさえる、省資源・省エネルギーの技術の開発とともに、新たなエネルギー資源の開発も求められています。

日本のエネルギー消費の状況 日本では、工業などの産業で使われるエネルギーの量は、1970年代からそれほど増えておらず、現在の消費量は全体の約半分です。一方で、家庭での消費量が大きく増えています。その要因として、冷蔵庫やエアコン、電子レンジなどの電化製品の普及が挙げられます。

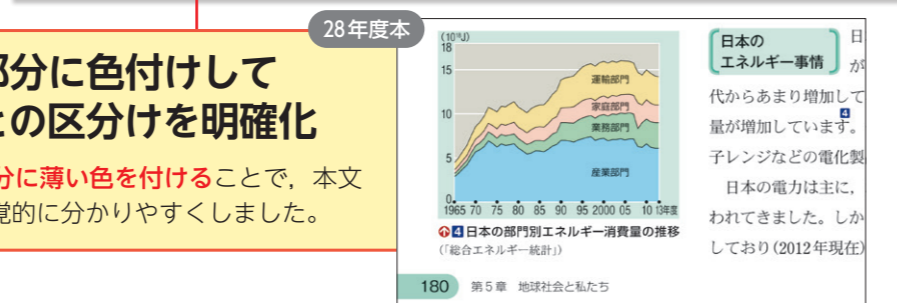
日本の電力は主に、水力発電、火力発電、原子力発電で供給されてきました。しかし、発電に使われる資源は、約92%を輸入にたよっており(2016年現在)、化石燃料の価格が上昇傾向にあるため、貿易での収支に影響をあたえるまでになっています。

これからの日本のエネルギー 日本では、電力の確保が重要な課題です。原子力発電は、海外から燃料を安定して供給でき、少ない燃料で多くの電力を得られ、発電時に二酸化炭素を排出しないという利点があります。しかし、2011(平成23)年の東日本大震災では、原子力発電所の事故で、大量の放射性物質が放出されました。この事故によって、周辺住民が長期間の避難生活を強いられたり、地元の産業が風評被害になやまされたりするなど、多大な被害が出ています。また、原子力発電には、発電後に残る放射性廃棄物の最終処分場をどこに設けるかという課題もあります。こうした状況を受けて、日本では電力の確保の在り方について、改めて議論が起こっています。

一方、資源を確保する必要がなく、二酸化炭素を排出しない発電方法として、太陽光や風力、地熱、バイオマスなどの再生可能エネルギーを利用した発電の普及が進められています。しかし、現在の技術では発電などの費用が高い点や、太陽光発電や風力発電は電力の供給が自然条件に左右される点、地熱発電は周辺の自然や観光施設との共存といった点が課題です。

化石燃料を、エネルギーの中心として使うことの問題点を挙げましょう。

世界のエネルギー問題の解決に、日本が果たすべき役割を、「持続可能性」の観点から考えましょう。



## 色覚特性に配慮した紙面で カラーユニバーサルデザインに全面対応

- 専門家の助言をもとに色覚特性の観点から紙面や図版を見直し、カラーユニバーサルデザインに全面的に対応しました。
- グラフや地図は、色覚特性のある生徒でも見分けられる色の組み合わせを採用しました。



公民 10 新しいエネルギー資源

近年の技術の向上で、これまで費用の面でも採掘が難しかったシェールガスやメタンハイドレートといったエネルギー資源の開発が可能になり、注目されています。特にシェールガスは、アメリカを中心に輸出が行われ、日本も、近海の海底にあるメタンハイドレートの本格的な開発に向けた試掘を行いました。(p.253)

10 メタンハイドレート(左)と地球深部探査船「ちきゅう」による試掘(2013年)

11 シェールガスの採掘(イメージ) 採掘技術の発達で、これまで採掘できなかった部分のガスも開発が可能になりました。

化石燃料を、エネルギーの中心として使うことの問題点を挙げましょう。

世界のエネルギー問題の解決に、日本が果たすべき役割を、「持続可能性」の観点から考えましょう。

用紙軽量化への取り組み

- 塗料などに工夫をし、不透明度を保ったまま紙をさらに薄くすることにより、約3.1%の本文用紙の軽量化を実現しました。

ユニバーサルデザインフォントを全ての文字に採用

ユニバーサルデザインに対応して開発されたフォント(UDフォント)を教科書の全ての文字に採用しました。

教科書をもっと読みやすく

帝京平成大学 教授 田中 良広

特別支援教育(特に視覚障害教育)が専門。著書『視覚障害教育入門Q&A 新訂版』ほか

読みやすい教科書の条件は、(1)視覚情報があるべく「単純」であること、(2)必要な情報とそれ以外の情報とが区別しやすいことの2点です。(1)は、フラットデザインにすること、(2)は、ふりがなのような付加情報を、本文とはちがう濃度や色使いにすることで実現が可能です。さらに、20人に一人は何らかの色覚特性が認められることから、カラーユニバーサルデザインに関する配慮も求められます。

(p.194～195)

3年度本

28年度本

ふりがなの文字濃度を変えて本文の読みやすさを向上

- 読み取りやすさは確保しながら、本文のふりがなの文字濃度を75%にして、紙面の煩雑さを軽減することで、より見やすく、読み取りやすくなりました。

化石燃料で、エネルギーの消費量の8割以上(2012年現在)をしめています(2012年現在)。こうした資源は、埋蔵する地域の埋蔵量に地域的なかたよりのあり、可採年数も







# つまずきポイントの理解を助けて学力向上！ 豊富なデジタルコンテンツ

東京書籍が実施する「標準学力調査」で正答率が低く、生徒がつまずきやすい学習内容の理解を助けるために、デジタルコンテンツ(Dマークコンテンツ)を豊富に用意しました。

## 「Dマークコンテンツ」とは？



この「Dマーク」を示した箇所では、シミュレーションや動画など、**学習への興味・関心を高めることができる「Dマークコンテンツ」を用意しています。**教科書5ページのURLが二次元コードからアクセスでき、**生徒の家庭学習でも活用できます。**

こちらの二次元コードからも、全てのDマークコンテンツをご覧になれます。



## 学力調査の傾向

政治単元の「三権の抑制と均衡の関係」がつまずきポイントになっており、例えば、国会と内閣の抑制と均衡を問う問題の正答率は**63.8%**でした。

(2018年 標準学力調査3学期版 中学校社会3年)

つまずきに対応したDマークコンテンツで学力を向上させます

シミュレーションができるコンテンツも多数用意しています

## Dマークコンテンツ

日本における三権(国会・内閣・裁判所)の抑制と均衡の関係について答えましょう。次の空白に当てはまるものは、次のうちどれですか。

•  の指名 • 内閣不信任の決議

立法権 国会 → 行政権 内閣

1 最高裁判所長官    2 国務大臣    3 内閣総理大臣

### D 三権の抑制と均衡の関係

国会と内閣の関係をはじめ、裁判所もふくめた三権の抑制と均衡の関係について、クイズも交えながら丁寧に確認し、定着を図ります。



## Dマークコンテンツ

### D 需要量・供給量・価格の関係

需要量・供給量・価格の関係をグラフに表すシミュレーションや、グラフについての練習問題で、確実な理解を促します。



左のグラフを見て考えましょう。

一般的に、価格が上がると、

• 需要量は  ①

• 供給量は  ②

価格(縦軸) vs 数量(横軸)のグラフ。供給曲線(オレンジ)と需要曲線(青)の交点。価格が400から600に上がると、需要量は減り、供給量は増える。

スキル・アップ8 需要量・供給量・価格の関係

答え もどる 次へ

# 特別支援教育への対応など、充実した機能が満載！ デジタル教科書・教材①



中学校デジタル教科書・デジタル教材のご紹介▶

## 学習者用デジタル教科書

文部科学省は、2019年末に「GIGAスクール構想」を打ち出し、ハード・ソフト・指導体制一体でのICT教育の充実を推進しています。東京書籍は、令和3年度用中学校教科書の全発行書目において「学習者用デジタル教科書」を発行します。

### 1 複数の教科を一括管理

東京書籍をはじめ複数の発行者が採用するビューア「Lentrance Reader」を用いています。**さまざまな教科・教材を一括管理**できます。



### 2 学習を支える便利な機能

教科書に、ペンツールで自分の考えを書き込んだり、ウェブ上の参考資料へのリンクを貼り付けたりすることができます。学習記録としてそのまま保存することもでき、生徒の主体的な学びを支えます。また、**教科書のDマークをクリック**して、連携するデジタルコンテンツを利用することができます。



### 3 特別支援教育への対応

文字の色や大きさ、行間などを読みやすいように調整したり、写真や図版などを拡大したりすることができます。また、本文を読み上げたり、総ルビ・分かち書きで表示したりする機能は、弱視や発達障害のある生徒だけでなく、**急増する帰国・外国人生徒など、日本語を読むことが苦手な生徒の学びを助けます。**

文字色や大きさ、背景色を自由に変える機能があります！

こうした報道で、その人の生活が多くの人々に知られることは、大きな不利益にもつながります。そこで、私生活に関する情報を公開されない「**プライバシーの権利**」が認められてきています。自分の顔を勝手に撮影されたり、その写真や映像を公表されたりしないという肖像権も、その一つです。

※これらの商品は企画中のため、内容・仕様が変更になる場合があります。

# 特別支援教育への対応など、充実した機能が満載！ デジタル教科書・教材②

## 「新しい社会 公民」学習者用デジタル教材

動画やシミュレーションなど、生徒一人一人の主体的・探究的な学びに有効なコンテンツを多数収録しています。

### ●デジタル教科書+教材一体型

教科書と教材(コンテンツ)が一体となっています。教科書上に配置されたボタンから関連するコンテンツを呼び出すことができます。

### ●教材単体

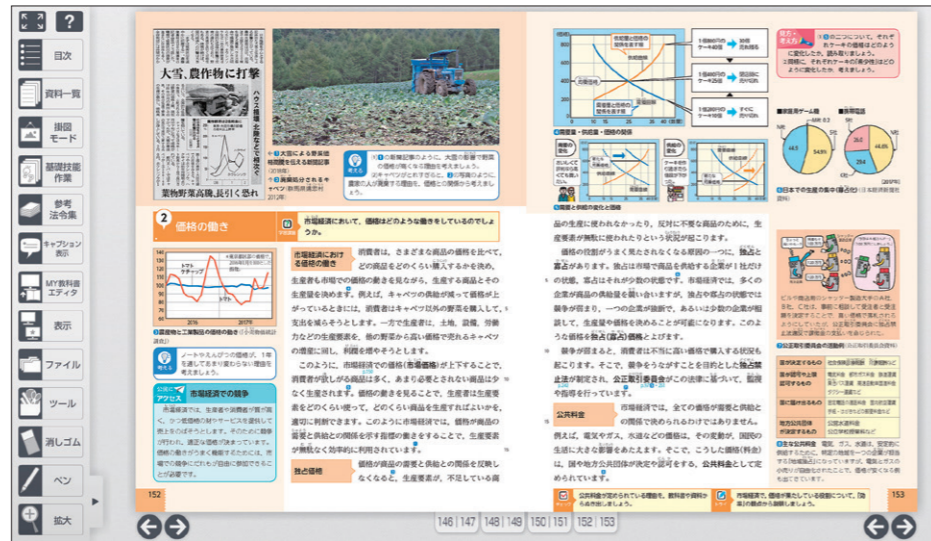
教材(コンテンツ)のみを収録しています。「学習者用デジタル教科書」が先に導入されている場合に、追加して「学習者用デジタル教材(教材単体)」を導入していただくと、自動的に教科書と教材がリンクし、連動させてお使いいただけます。



## 指導者用デジタル教科書(教材)

### ●デジタル教科書+教材一体型

電子黒板を使用した指導に最適な提示型教材です。多様なコンテンツを収録しており、教科書上の写真や図版、アイコンなどをクリックするだけの簡単な操作で利用できます。また、教科書の素材や関連するコンテンツを使ってオリジナル教材を作成できる「MY教科書エディタ」機能も搭載しています。



# 先生のご指導や生徒の学びを支える 教師用指導書・教科書準拠教材

## 「新しい社会 公民」教師用指導書・付属DVD-ROM

授業展開や評価のポイントなど役立つ情報満載の「指導展開編」

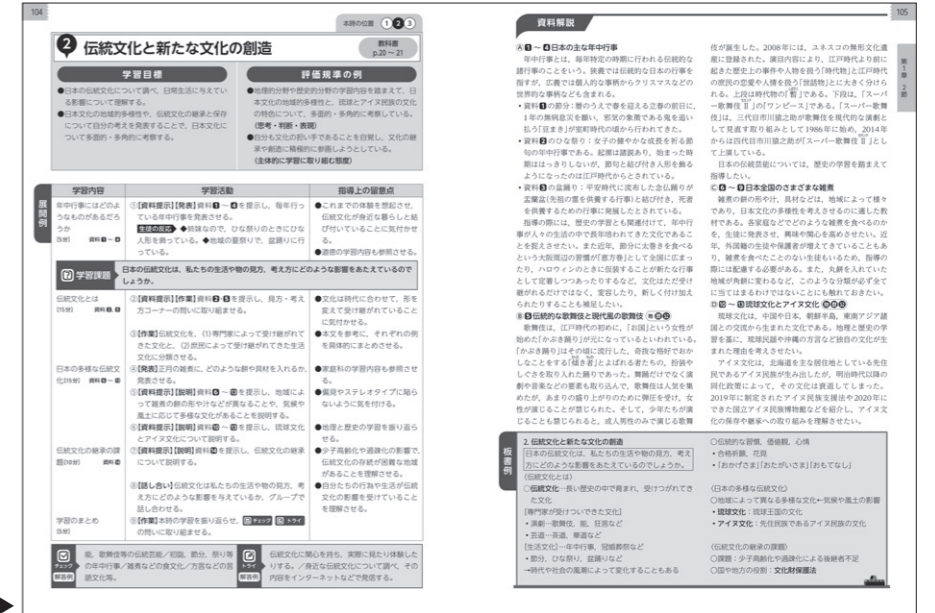
- 全国の先生方の授業実践の成果を積極的に取り入れ、実際の授業を想定した展開や、指導・評価のポイントを具体的に示しました。
- 「指導展開編」では、教科書での1単位時間の展開例に、学習課題の提示場面や、予想される生徒の反応を示し、初任の先生でも授業展開を具体的にイメージできるようにしました。また、「指導書の使い方」ページを新設しました。
- 「問い」を軸にした単元の構造化を視覚的に捉えられる、「問いの構造図」を単元ごとに掲載しています。

### 特別支援教育に対応した 付属DVD-ROM

- 教師用指導書付属のDVD-ROMに、**総ルビ・分かち書き**で表示された教科書紙面PDFを収録し、日本語を読むことが苦手な生徒の学びや、特別支援教育に対応しています。

- DVD-ROMに収録される主なコンテンツ(予定)
  - ・年間指導計画
  - ・評価問題
  - ・教科書本文テキスト
  - ・教科書図版集
  - ・ワークシート
  - ・総ルビ・分かち書きの教科書紙面PDF

指導展開編のイメージ▶



## 「新しい社会 公民」基礎・基本徹底ワーク

- 教科書の章・節での学習の流れに沿った構成と、教科書に掲載している本文や図版を使用した問題で、**基礎・基本を無理なく定着**させます。
- 「基本事項をまとめよう」→「問題にチャレンジ」→「演習問題」→「総合問題」の流れで、基礎・基本の内容をくり返し学習でき、実践的な力も身に付きます。
- 「問題にチャレンジ」「演習問題」「総合問題」では、小問ごとに評価の観点のどれに該当するかを明示し、**日常的な評価にも活用**できます。



※これらの商品は企画中のため、内容・仕様が変更になる場合があります。